

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月30日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県規則第51号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理の基準等)	(指定管理者による管理の基準等)
第34条の2 略	第34条の2 略
2 略	2 条例第4条第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 (1) <u>国際会議場又は展示場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務</u> その他の運営に関する業務 (2)~(4) 略
3 略	(1) <u>国際会議場又は展示場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務</u> その他の運営に関する業務 (2) 情報通信交流館、多目的広場、大型テント広場又はアート広場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務 (3)~(5) 略
4~6 略	3 略 4 国際会議場又は展示場の管理を行う指定管理者が第2項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第10条第2号の規定の適用については、同号中「第6条の規定による届出があった」とあるのは、「当該利用の中止を確認した」とする。
(利用料金)	5~7 略 (利用料金)
第34条の3 条例別表国際会議場の項及び展示場の項に規定する規則で定める額については、別表第1第3号の規定を準用する。この場合において、同表中「の使用料」とあるのは「の利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。	第34条の3 条例別表に規定する規則で定める額並びに電気特別使用料及び水道特別使用料の額は、別表第2のとおりとする。
2 条例別表情通交流館の項に規定する規則で定める額並びに同表に規定する電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料の額は、別表第2のとおりとする。	

別表第1 (第8条、第34条の3、第35条関係)

1～6 略

別表第2 (第34条の3関係)

1 略

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区分	単位	金額
電気特別使用料	略	
ガス特別使用料	使用量1立方メートル当たり	100円
水道特別使用料	略	

備考

- 1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者、交流館利用者又は多目的広場若しくは大型テント広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、情報通信交流館、多目的広場又は大型テント広場内のコンセント設備を利用する場合及び大型テント広場を専用使用により利用する者が大型テントの照明設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場、大型テント広場又はアート広場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

2 略

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに徴収すべき国際会議場又は展示場の使用料については、改正前の第34条の2第4項の規定は、なおその効力を有する。